

第 2 2 回宮城県産業振興審議会

日 時 平成 2 1 年 5 月 1 4 日 (木)
午後 1 時から午後 3 時
場 所 宮城県県庁 4 階 特別会議室

1 開 会

○司会 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。只今から第22回宮城県産業振興審議会を開催いたします。本日は委員改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様には村井知事から委嘱状を交付させていただきます。なお、任期は前期からの継続といたしまして、平成23年3月18日までとなります。席順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場で御起立をお願いいたします。

(知事から委嘱状交付)

○司会 なお、本日は斉藤和枝委員、佐々木好博委員、佐藤徹雄委員、沼倉優子委員の4名が所用のため欠席されておりますが、本会議の定足数は委員20名に対しまして、本日は16名と半数以上の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして村井知事から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○知事 本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、当審議会の委員就任を御快諾いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

当審議会は、知事の諮問に応じ、産業の振興に関する重要事項を審議していただく場として、産業振興審議会条例に基づいて設置されております。審議に当たっては、「農業部会」「水産林業部会」「商工業部会」の3つの専門分野に分かれて審議を行っていただくほか、専門委員を別途任命いたしまして審議に加わっていただくこととしております。

皆様ご承知のことと存じますが、平成19年3月に「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県宮城の実現」を目指し、県民、企業の皆様と一丸となって産業振興を図ることに

より、県民生活の礎である経済基盤を強化していくこととしております。第5期産業振興審議会委員として2年間、御審議を賜る委員の皆様には、ものづくり産業、農林水産業、市場・流通、観光・サービス産業、学識経験者など様々な分野の専門家であり、多様な観点で幅広い御意見を頂戴したいと存じます。

後ほど詳しくご説明申し上げますが、本年度の産業振興審議会では、平成13年度に策定いたしました、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の変更について諮問申し上げ、御検討をお願いしたいと考えております。産業振興審議会での議論は、宮城県の産業政策を進める上での重要な指針となるものであります。それぞれのお立場から、忌憚のない御意見・御提案を頂戴したいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○司会 本日、委員の皆様と御同席させていただいております県職員を御紹介させていただきます。只今御挨拶を申し上げます村井嘉浩知事でございます。経済商工観光部若生部長でございます。農林水産部千葉部長でございます。経済商工観光部吉田次長でございます。同じく経済商工観光部平泉次長でございますが少々遅れております。農林水産部真木技監でございます。農林水産部高橋次長でございます。農林水産部菊地次長でございます。

それでは、本日の議事についてでございますが、議事1といたしまして「会長及び副会長の選出」その後、議事2といたしまして「所属部会の決定と部会長の選出」を行い、議事3といたしまして「みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更」について、知事から諮問を行い、皆様に第1回目の御審議を賜りたいと存じております。最後に議事4「その他」といたしまして「今後のスケジュールについて」お諮りしたいと思います。

次に配付資料の確認をさせていただきます。資料の右上に資料ナンバーがございます。次第と名簿のほかの配付資料といたしまして、資料1といたしまして「みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更について」諮問書の写し、資料2といたしまして「みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更に係る基本的な考え方」、資料3といたしまして「みやぎ食と農の振興に関する将来の姿の検証」、資料4といたしまして「宮

城県の農業・農村の現状」, 資料5といたしまして「みやぎ食と農の県民条例基本計画変更にあたっての視点」, 資料6といたしまして「宮城県産業振興審議会の今後のスケジュール」, 参考資料1といたしまして「産業振興審議会条例」, 参考資料2といたしまして「用語説明」, 「みやぎ食と農の県民条例基本計画のあらまし」, 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」, 「宮城県産業振興審議会専門委員の募集について」, 「御意見用紙」を配布させていただいております。

次に, 委員の皆様の御発言についてでございますが, お手元でございますマイクの使用をお願いいたします。御発言に際しましては, 右下にございますマイクのスイッチをオンにいたしますとオレンジ色のランプが点灯いたしますので, 点灯確認後に御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら, マイクのスイッチをオフにさせていただくようお願いいたします。御面倒をお掛けいたしますが, 御協力をお願いいたします。

3 議 事

○司会 それでは, 議事1「会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。正式の会長が選出されるまでの間, 工藤委員に仮の議長をお願いし議事を進めていただきたいと存じますが, 皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは, 工藤委員よろしくをお願いいたします。

○工藤委員 それでは, 会長, 副会長が選出されるまでの間, 仮の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお, 本審議会は第1回から「公開」しておりますので, 公開として進めさせていただきます。それでは, 「会長及び副会長の選出について」でございますが, どなたか御推薦がございましたら, 御発言いただきたいと思います。

御推薦が無いようですので, 事務局から案があれば提案して下さい。

○加藤室長 事務局の富県宮城推進室長の加藤でございます。それでは, 事務局案を御提案させていただきます。会長でございますが, 東北大学大学院工学研究科教授

の内田龍男委員，副会長でございますが，みやぎ産業振興機構プロジェクトマネージャー，株式会社ベガルタ仙台代表取締役社長の白幡洋一委員を御提案いたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤仮議長 只今，事務局から会長に内田委員，副会長に白幡委員の御推薦がございましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので，お二人によりしくお願いしたいと思います。それでは仮議長の役割を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

○司会 工藤委員，ありがとうございました。それでは，内田会長，白幡副会長は会長席，副会長席へ御移動お願いいたします。

(席の移動)

それでは，内田会長，白幡副会長から一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。

内田会長よろしくお願いいたします。

○内田会長 大変重大な役を引き受けまして，身の引き締まる思いではありますが，産業振興審議会は宮城県にとって重要であると思います。宮城県そのものは大変素晴らしい県で大好きな県の一つです。最も素晴らしい県であると思っておりますが，産業も併せて発展して，初めて健全な県になり得るかと思えます。私自身は不勉強で微力ではありますが，一生懸命努めさせていただきますので，御支援よろしくお願いいたします。

○司会 白幡副会長お願いいたします。

○白幡副会長 第22回宮城県産業振興審議会から参加させていただき，私もまた勉強していきたいと思えます。今ほどは，副会長の指名をいただきまして，会長を支えていけるかと不安はありますけれど，知事の年頭のキーワードの「根性」でもって支えていきたいと思っております。

3つの部会がありますが，何故「プロスポーツビジネス部会」が無いのかなど，寂しく思っています。それは冗談といたしまして，皆様と一緒に大事な役割を担っていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、これからの議事進行は、内田会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○内田会長 それでは議事2「所属部会の決定及び部会長の選出」についてです。事務局から説明願ひます。

○加藤室長 部会についてでございますが、農業、水産林業、商工業の各分野に関する審議を行う場といたしまして、産業振興審議会条例第6条第1項の規定により「農業部会」、「水産林業部会」、「商工業部会」を設置することとされております。各部会に所属する委員につきましては、産業振興審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会長が指名することとされております。また、部会長でございますが、産業振興審議会条例第6条第3項の規定によりまして、部会委員の互選によって決定することとされております。

つきましては、まず、所属する3部会の委員を内田会長から指名していただきます。次にそれぞれの部会毎に部会長を互選していただきますようお願い申し上げます。

○内田会長 それでは、所属部会の委員の指名をさせていただきます。まず、農業部会を担当いただく委員ですが、伊藤恵子委員、伊藤秀雄委員、工藤昭彦委員、後藤浩一委員、白鳥正文委員、沼倉優子委員を指名させていただきます。

次に水産林業部会を担当いただく委員ですが、岡田秀二委員、斉藤和枝委員、佐々木好博委員、佐藤實委員、須能邦雄委員、早坂みどり委員を指名いたします。

最後に商工業部会を御担当いただく委員ですが、大志田典明委員、佐藤徹雄委員、橘眞紀子委員、成田由加里委員、堀切川一男委員、三輪宏子委員を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

続いて部会長の選出についてですが、所属部会委員の互選により決定することとされております。いかがいたしましょうか。

御意見がなければ、事務局から案を示していただけますでしょうか。

○加藤室長 それでは、事務局案をお手元に配布させていただきます。

(事務局案配布)

事務局案は只今お手元に配布いたしましたとおりです。農業部会長につきましては、

前期から継続して東北大学大学院農学研究科教授の工藤昭彦委員にお願いしたいと考えております。

水産林業部会長につきましては、今回「食と農の基本計画」を策定することとしておりますが、食に関しましては農業分野だけではなく、水産分野にも関わりますことから、水産分野に精通されております、東北大学大学院農学研究科教授の佐藤實委員にお願いしたいと考えております。

商工業部会長につきましては、今期で委員を4期お務めいただきます、東北大学大学院工学研究科教授の堀切川一男委員にお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○内田会長 只今、事務局からそれぞれの部会長の御推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、農業部会長を工藤委員、水産林業部会長を佐藤實委員、商工業部会長を堀切川委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

続きまして議事3「みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更」についてです。事務局から説明願います。

○司会 まず、初めに「みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更」につきまして、産業振興審議会に諮問申し上げたいと存じます。知事から内田会長に諮問書をお渡しいたします。

○知事 (諮問書を読み上げ) よろしくお申し上げます。

○内田会長 只今、「みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更」について、当審議会に諮問がございました。諮問書の写しは「資料1」として配布されておりますので御覧下さい。諮問書によりますと、諮問期間は本日から平成22年1月29日までの期間です。その間、農業部会及び当審議会での審議を経て、来年1月までに知事に答申を行うこととなりますので、皆様よろしくお申し上げます。

それでは、改めて事務局から「みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更」について説明願います。

○司会 知事は所用のためここで退席させていただきます。

○知事 皆様よろしくお願いたします。

○司会 それでは、農林水産部千葉部長から御説明申し上げます。

○千葉部長 私からは「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の変更に係る基本的な考え方について説明させていただき、詳細につきましては、後ほど寺田農業振興課長から説明させていただきます。

資料2を御覧下さい。今回、審議会委員の皆様にご質問し、御検討いただきます「みやぎ食と農の県民条例基本計画」は、「みやぎ食と農の県民条例」に掲げる、安全で安心な食料の安定供給、農業の持続的発展などの4つの基本理念の実現を図るため、食と農に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定されたもので、平成13年度を初年度として、概ね10年後の平成22年を目標年とする計画です。その根拠となる「みやぎ食と農の県民条例」は、県民の共通理解のもと、本県農業・農村の振興に努めていくことを目的に、平成12年6月に宮城県議会の議員発議により可決・成立した全国で2番目となる条例です。本基本計画は平成22年度を目標に平成13年10月に策定致しましたが、計画策定後の農業情勢や社会情勢の変化を踏まえ、策定から5年が経過した平成18年3月に計画の変更を行っております。

今回の変更の趣旨についてでございますが、本来であれば、計画期間が満了する平成22年度に変更を行うところでございます。しかしながら、食料自給率向上に関する論議、あるいは国における農政改革や「食料・農業・農村基本計画」見直しの動き、さらには生産資材高騰による経営圧迫や農村社会の活力低下など、近年の農業を取り巻く環境は大きくかつ急激に変化しております。これらの情勢に迅速に対応し、条例に掲げる基本理念の実現を図るためには、新たな視点での計画策定が必要となりますので、基本計画の改訂を1年前倒しし、平成21年度に変更を行うこととしたものでございます。計画期間につきましては、計画最終年直前での変更になりますので、新たに計画期間を設けて、平成22年度から平成31年度までとしたいと考えております。

検討に当たりましては、みやぎ食と農の県民条例第8条第3項に基づき、県産業振興審議会及び同農業部会で議論・検討していただくこととなります。また、庁内の検討につきましては、県の関係各課の技術補佐等で構成する農業政策推進部会を中心に行い、審議会・農業部会の検討素案とさせていただきますこととしております。

諮問内容等につきましては、先ほど知事からお願い申し上げたとおりでございます。

以下、寺田農業振興課長から現計画の達成状況、宮城県の農業・農村の現状、計画変更の視点等につきまして御説明させていただきます。

○寺田課長 続きまして、宮城県の農業の現状と基本計画の達成状況について説明いたします。なお、説明の中では専門的な用語が出てまいりますので、お手元に参考資料2として用語の説明書をお配りしておりますので、参考にいただければと思います。

まず始めに、みやぎの食と農の振興に関する将来の姿について検証したものを説明いたします。資料3を御覧下さい。最初のグラフは販売農家戸数と農業従事者高齢化率の推移についてでございます。販売農家戸数は平成17年で62,731戸で年々減少しております。特に、農業所得が農家全体の所得の半分以上を占める主業農家や準主業農家の減少率が大きくなっております。また、65歳以上の農業従事者の割合も年々増加し、今後、地域農業の担い手の確保が重要な課題となっております。

次に、農業産出額の推移でございますが、平成19年は1,832億円となっており、減少傾向にあります。これは、本県は産出額全体に占める米の部門の割合が高く、米の価格の下落や生産調整面積の増加が大きく影響しているものと考えられます。この傾向は、米の主産地であります東北全体の特徴であります。一方、青森県などは、リンゴや野菜等の園芸振興により、産出額の低下傾向に歯止めがかかって来ております。本県でも、園芸と畜産の生産性向上を図り、稲作とのバランスのとれた生産構造への転換を進めることが重要な課題となっております。

次に、農地面積の推移でございます。畑の面積はここ数年は横ばいではありますが、水田の面積は年々減少しております。宅地や商業施設、あるいは農耕団地への転用などにより、ここ8年間で5,400haの農地が減少しておりますが、食料自給率向上の観点からも集団性のある優良農地の確保が課題であります。

最後に、県内農畜産物供給力の目標に対する到達状況についてでございます。ここで供給力は供給量、いわゆる生産量を県内人口の需要量で割ったものであります。グラフが表しているのは、平成22年の供給力目標を100とした場合の平成18年の達成状況となっております。県内農畜産物の供給力そのものを表している数値ではありませんので御注意願います。平成22年目標に対し、米、畜産、きのこは順調に進んできておりますが、園芸と麦・大豆の到達状況が低くなってきております。

続きまして、基本計画の達成状況について説明いたします。次ページをお開き願います。食と農の県民条例第2条に掲げられている4つの目標について、「推進の方向」、「現況」、「現況の分析」をまとめております。「推進指標」については、棒グラフで達成状況を表しております。各グラフは左から基準年、実績、平成22年目標となっております。

まず始めに、生活者の求める安全で安心な食料の安定供給について、現況の主なものを説明いたします。認定エコファーマーの数については、この認定エコファーマーとは用語説明の2ページにありますが、有機質資材の施用、あるいは化学肥料・農薬の使用の削減等、いわゆる栽培技術の導入計画が県から認定された農業者であります。この認定エコファーマーの数については、安全・安心を求める生活者のニーズに対応して増加し、目標を大きく上回るなど、環境に優しい農業の取り組み面積は全国のトップクラスとなっております。農業用廃プラスチックについては、県内全市町村をカバーする組織的回収体制が整備されており、リサイクル量は増加傾向にあります。県内小・中学校の米飯給食回数は、ほとんどの学校で週3回以上となっております。しかし、地場産利用品目割合は27.3%にとどまっており、消費量の大きい市町村が地場野菜等を確保するのが、量と価格の面から難しい状況にあります。次ページをお開き願います

続きまして、競争力及び個性のある農業の持続的な発展についてでございます。この項目は推進指標の数が多いため、農業生産と担い手に分けて整理しております。

まずは、農業生産に関する部分についてでございます。平成19年の農業産出額1,832億円の構成比は、米43%、園芸19%、畜産36%となっております。先ほども申しあげましたように、園芸品目の生産拡大により、バランスのとれた生産構造への転換を図る必要があります。産出額20億円以上の品目は米、大豆をはじめ12品目となっております。耕作放棄地面積ですが、耕作放棄地の定義につきましては、用語説明の3ページの19番にありますが、過去1年以上作付けせず、しかもここ数年の間に再び耕作する考えのない耕地と農林業センサス上は定義されております。この耕作放棄地面積は8,764haで耕地面積の6.4%を占めております。食料自給率を向上させるためには、耕作放棄地の解消が喫緊の課題であります。水田のほ場整備面積は70,949haで、目標の75,000haに対する達成率は94.6%となっております。農業水利施設の長寿命化割合は増加しており、既設水利施設の6割近くが標準耐用年数を超過

しており、更新・修繕等の対策を講じる必要があります。次ページをお開き願います。

次に、担い手に関する部分についてでございます。認定農業者については、着実に増加しているものの、農産物価格の下落による規模拡大意欲の減退等により、やや伸び悩みの傾向にあります。新規就農者数は年間70人台で推移しておりますが、農業従事者の65歳以上の割合が年々高くなっており、新規就農者の確保が急務となっております。女性農業者の起業数は414件で目標を達成しておりますが、起業規模は概して零細であるため、起業内容の充実により安定的な事業としての確立が必要であります。次ページをお開き願います。

続きまして、農業・農村の多面的な機能の発揮についてでございます。農業・農村の多面的な機能の意味でございますが、用語説明4ページの27番に記載しております。食料供給のほか、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面にわたる機能でございます。農地・水・環境保全向上活動協定対象面積は、目標を大きく上回る43,885haで取り組まれております。今後は農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画推進を図っていく必要があります。農業体験学習に取り組む小・中学校は555校に達しております。未実施の要因としては、農業についての技術や知識不足・情報の不足等が考えられます。

最後は、農村の経済的な発展と総合的な振興についてでございます。農産物直売所の設置数は255カ所、農林漁家レストランは43カ所、農林漁家民宿は5カ所となっております。農林漁家レストランや農林漁家民宿の経営安定を図るためには、新メニューの開発や地域イベントとの連携を強化する必要があります。地域の中で食品加工や販売流通等を行っている高齢農業者のグループ数は、平成14年度をピークに減少傾向となっております。高齢者活動グループの育成には、地域や若い世代のバックアップが必要であります。農業集落排水整備人口は86,561人で目標に対して、87.1%の進捗状況となっております。

続きまして「宮城県の農業・農村の現状」について説明いたします。資料4を御覧下さい。これは、現在の宮城県の農業・農村の状況を「人」、「土地・生産」、「動き」の3つのキーワードを基に整理してみたものです。先ほどの説明と重複する部分もありますので、特徴的な項目に絞って説明させていただきます。

まず一番左側の「人」の関係でございますが、1に示しましたとおり、経営耕地面積につきましては、主業農家、準主業的農家、副業的農家、これの説明につきましては、用語説明の1ページに記載して下ります。主業農家とは農業所得が主、農家所得の半分以上が農業所得で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家で、いわゆる年間60日以上働く農業の担い手がいる農家で、かつ農家所得の半分以上が農業所得となってい農家であります。準主業的農家については、農外所得が主、農業所得が50%未満であるが、年間60日以上農業に従事する働き手がいる農家でございます。副業的農家につきましては、1年間に60日以上農業に従事している者がいない農家であります。この主業農家、準主業的農家、副業的農家がそれぞれ1/3程度ずつを占める状況にあります。今後、競争力のある農業構造を構築するためには、農業が主であります主業農家の経営耕地面積を拡大していく必要があります。そのような中で、2に示しましたとおり、本県農業の担い手である認定農業者や集落営農組織は、平成19年度よりスタートしました水田経営所得安定対策なども契機となり、増加、育成されてきております。認定農業者は平成19年度末で6,184経営体、集落営農組織は平成20年8月時点で460組織となっております。また、3に示しましたとおり、農業法人数も着実に増加しており、現在321法人となっております。特に、水稻や麦・大豆等の法人が伸びてきております。また、民間企業からの参入につきましては、県内で14件の実績がございます。構造改革特区を活用した酒米の栽培や県の施策でありました緊急経済再生戦略を活用してのトマト栽培、農商工連携によるワサビ栽培などが行われております。

続きまして、真ん中の「土地・生産」の関係でございますが、1に示しましたとおり、耕地利用率は平成19年で87%と低下傾向にありますが、認定農業者など担い手に対する農地の集積率は58.4%となっており、年々増加しております。また、全水田面積に占める、20a以上の区画に整理された水田面積を示す水田整備率も、平成20年度の見込みで64%と順調に進んできております。2の農業産出額と3の環境保全型農業の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

続きまして、一番右側の「動き」の関係でございますが、1に示しましたとおり、「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議」の設置や「食材王国みやぎ地産地消の日」の制定により、県民一体となった地産地消運動が展開され始めております。また、自給率

向上に関しましても、今年の3月に県庁内各部局が連携して推進するための組織として、「宮城県食料自給率向上推進本部」を設置したほか、今後、生産・消費・流通の関係者などで構成する「(仮称)みやぎ食料自給率向上協議会」を設置し、県民一人ひとりが行動する総ぐるみ運動としての展開を図っていく予定となっております。2には、アグリビジネスの状況を示しました。年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体は、平成20年度で58経営体、農産物直売所は255ヵ所と順調に増加してきております。また、この58のアグリビジネス経営体における平成20年度の総売上金額は、約176億円に達しており、県の農業産出額の約1割を占めるまでになってきております。さらに輸出の関係でございますが、3に示しましたとおり、国では平成25年までに1兆円の農林水産物輸出額を目指しているところではありますが、県といたしましては昨年、輸出を促進する指針として「食材王国みやぎ農林水産物等輸出促進基本方針」を策定したところでございます。平成20年度の輸出事例としましては、米や仙台牛、仙台いちごの「もういっこ」などの実績がございます。

以上のような現状と課題、動きがある中で、みやぎ食と農の県民条例基本計画の変更にあたり、これまで県内部で検討を行ってきた際に出されている変更の視点について、説明させていただきます。資料5を御覧下さい。基本計画変更にあたっての視点を図で表したものでございます。左側から2列目に県民条例で掲げられている「安全・安心な食料の安定供給」、「農業の持続的な発展・次代の農業者の育成・環境への配慮」、「農業・農村の多面的機能の発揮」、「農村の経済的発展・総合的な振興」の4つの目標を柱とし、その目標を達成するための主要な方策を左側に、そして右側に農業・農村を取り巻く情勢、新たな基本計画の視点を記載しております。情勢、視点はそれぞれの目標に関係する場所に配置してございます。線の上に配置してあるものは、両方の目標に関連するものという意味でございます。一番左側の目標達成のための主要な方策9項目につきましては、県民条例第7条に掲げられているものをまとめたものでございます。

農業・農村を取り巻く情勢につきましては、産地偽装・食品汚染問題や肥料等農業資材価格の高騰、集落営農組織・法人経営体の増加、雇用環境の悪化等、前回の基本計画変更以降の変化を中心に挙げております。

新たな計画の視点につきましては、現計画からの継続的な視点と、新たな視点・核となる視点を左右に分けて挙げております。基本計画を変更するのにあたり、委員の皆様

には新たな視点・核となる視点を中心に御意見を賜りたいと考えております。

それでは、新たな視点・核となる項目について説明させていただきます。

食料自給率につきましては、県民の求める安全・安心な食料の供給を目指し、食料自給率の目標を設定したいと考えております。食の安全安心につきましては、トレーサビリティはかなり定着しておりますが、農業生産工程管理（GAP）、これは農業版のHACCPでございますが、これらを導入することにより、より一層強化されると考えております。農地につきましては、優良農地の確保、農地の利用集積のほか、水田不作付地・耕作放棄地の解消が重要であります。水田不作付地ですが、用語説明の3ページの20番に記載しておりますが、主食用米を作付けしない水田のうち、調整水田や自己保全管理など、作物の作付けをしないが、ここ数年の間に再び耕作する意思がある土地であります。耕作放棄地については、ここ数年の間に耕作する考えのない土地であります。不作付地については、再び耕作する意志がある土地と分類されております。これらの解消が重要であります。主食用米の需要が年々減少している状況であるため、水田をフル活用して大豆、麦、米粉用米、飼料用米等を作付し、食料自給率の向上を図る必要があると考えております。

担い手につきましては、農業従事者の高齢化が進んでいることから、認定農業者や新規就農者の育成・確保、集落営農組織や生産性の高いアグリビジネス経営体の育成を進めていかなければならないと考えております。農業・農村の多面的機能につきましては、農業水利施設の機能維持、都市・農村交流の促進等を強化する必要がございます。

地域産業につきましては、農産物直売所や農家レストランなどのコミュニティ・ビジネスを振興し、農村の経済的発展につなげたいと考えております。

これらの視点で新たな基本計画を策定し、一番右端にあります食料供給力・食料自給率の向上、そして、食料安全保障への貢献につなげてまいりたいと考えております。

ここに掲げました視点につきましては、あくまでも暫定的な視点を挙げさせていただいているものであります。これから審議会の委員の皆様からの御意見を踏まえて、再整理していきたいと考えておりますので、ここに記載以外の視点も含めて、御意見を賜りますようお願いいたします。以上で事務局からの説明を終わります。

○内田会長 ありがとうございます。それでは只今説明がございましたが、皆様から御質問や御意見を伺いたいと思います。

- 大志田委員 現状の食料自給率は、宮城県は何%なのか。カロリーベースの設定なのか。
- 寺田課長 宮城県の食料自給率は、79%でカロリーベースです。
- 大志田委員 仙台市部とそれ以外の数字はあるのか。
- 寺田課長 そこまでのデータはありません。
- 大志田委員 それは、後ほど取れる可能性があるのか、もしくはそのような取り方をしていないのか。
- 寺田課長 そもそも、そのような取り方はしていません。県一本で押さえている数字です。
- 大志田委員 分かりました。
- 内田会長 そのほかないでしょうか。
- 成田委員 農地の確保、それから多面的機能の強化という点で、農林水産省の農業施策の方針について、審議会を考えるに当たって特段留意する点などがありましたら、事前にお知らせいただけますでしょうか。
- 寺田課長 現在、国で農地改革プランを策定いたしまして、今の国会で議論されているところですが、その中での一番の議論は、これまでは農地を所有する人が耕作するのが最も望ましいという考え方でありましたが、先ほどの説明の中でも申し上げましたが、土地は持っているも農業の担い手、働き手がないという中で、それを貸したり売ったりする方が増えてきています。そうした中で、所有から利用という形の中で農地の形態も変わってきています。利用を進めていく中では、特に農家同士の利用の設定は今までもなされていて、これからも増えると思いますが、新たに農業に参入して来られる方、あるいは企業の方々、そういう方々に対しての利用の仕方が、現在の国会での争点になっております。現在のところは、企業の方々が農業に参入する場合には、市町村を介在して、市町村と企業が契約を結んで、市町村が土地を企業に貸し、企業の方が利用するという形態であります。そういう場合は、今までは条件の悪い土地、いわゆる耕作放棄地、不作付地が多かったのですが、今利用している企業の方々は、より条件の良い土地を利用したいということですので、その部分を一般の農家の方々と同じような形の中で、条件の良い土地も借りられるようにしようと、国で議論がされていると聞いております。

○三輪委員 通常このような事業を進めて行く上で、今御報告いただいたのは、宮城県の内部環境に関する御報告だと思うのですが、視点とか計画を出していくときに、外部環境をどのように見ているかということをお聞かせいただけないかと思います。例えば、最後に食料供給力、食料自給率の向上、食料安全保障へとありますが、この言葉を見て、私は一瞬、昭和30年代へ戻ったのかと思ったのですが、食料供給力というからには供給する相手があるわけなので、その供給しようとしている相手、もしくはこのような視点を出された背景として、市場などをどのように捉えているのかお聞かせ下さい。

○真木技監 外部環境ですが、資料5で若干の外部環境の文言を出ささせていただいております。農業・農村を取り巻く情勢ということで、外部環境のことが書かれております。特に、食料自給率の向上は国の命題でもあります。この環境といたしましては、ご存じのとおり、現在食料の不足が懸念されているという状況でございます。特に、穀物の世界の在庫量が現在18%程度と思われませんが、適正在庫が17%程度といわれております。昨年の夏ぐらいに16%になった環境もありまして、麦を中心とした食料不足が懸念されております。それから、新興国の食料が肉類にシフトしてきていることから、飼料作物、特にトウモロコシが不足している状況にあります。世界的な気候についても変動があり、例えばオーストラリアでは大干ばつが何年か続いております。このような状況からすると、人口の増加も相まって、今後、食料が不足していくのではないかと状況にあります。その中で、日本あるいは県といたしまして、安定的に食料を提供していける、供給していくという役割が非常に大きくなってきております。国の食料・農業・農村基本法につきましても、このようなことから食料の安全保障といった意味の文言が書かれているところがございますので、そういった意味で、日本の食料自給率を向上させるということから、本県としてもそれに寄与していく役割があるのではないかと考えております。

○伊藤(秀)委員 この基本計画の見直しは、我々農家の立場だけではなく、消費者の皆様への対応、視点ということも入れる必要があるのではないかと思います。資料を見ていると、そういうところが少ないと思われるので、これからの議論の中に入れていただければと思います。国でも「自給力」という言葉を使って表現しているようですが、生産に関する基盤整備の強化が中身のようなのですが、そうではなくて、やはり供給

力、自給力とは作り手である我々農家の生産力だけでなく、食べていただく、買っていただく、消費者の方々から頑張って作って下さいというような支援があって、我々も勇気をいただくということがあるかと思しますので、県民条例ということでもあるので、是非、消費者の視点、対応ということも盛り込んでいただきたいと思います。

○三輪委員 私も伊藤(秀)さんがおっしゃったような意味で先ほど申し上げました。私どもも今、県産の原料を使ってブランド食品の開発をしておりますが、実際にもあまりにも消費者のニーズや小売りの状況が変わってきていて、正直いってメーカーも生産者も、非常に急激な消費のあるいは流通の構造の変化に追いついていけない状況がある中で、どのようにして消費者に向かって、農産物を提供していったらいいのかが大きな課題だと思います。ですから、そこのところを落としてほしくないと思って申し上げました。逆に、「食料安全保障へ」という言葉の響きが、あまりにも危機感を煽りすぎるのではないかと思いましたので、このあたりの言葉の使い方について、再度ご検討いただければという意味で申し上げました。

○内田会長 大変重要な指摘だと思います。

○須能委員 過去2年間に林業、水産業を審議してきて、今回、農業ということですが、この3つの産業ともに自然の資源を持続的に利用するというところで、別な言葉で言えば、私は「自然産業」という定義付けをしています。通常のコマーシャルを主体とした2次産業以降のものが、地球環境を壊しているものに対して、この自然産業が、自然の浄化作用を努めているという大きな意味合いがあって、このような価値観が評価されない限り、なかなか浮かばれないという認識を持っています。併せて消費者のニーズ、消費者の視点からのアプローチ、それから担い手については、専門教育を受けている農業高校の生徒が担い手にならなければ意味がないので、教育との関係も含めて議論していく必要があると思います。

過去2年間の経験から得た、林業で言えば所有と利用を森林組合という形で行った。ですから、これから企業が農業に参入する場合も、市町村の農業委員会なり、行政が間に入って、農地の有効利用のマッチングを進めるべきだと思います。その1つの参考例は、林業から学ぶところがあるのではないかと。あるいは、水産の経験からも参考になるものがあると思います。

現実には減反政策をするのか、復活するのか国においても大きく2つに分かれてい

る。国は右か左かということで、並列した施策をとらない。私はその規模に合わせていろいろな形があつていいと思っています。そのことが多様性を生むことになる。宮城県で行う場合にも、1つの方向だけではなく、選択肢を用意し、地域が自主的に、自発的に行えるようにすることが全てに伝わるのではないかと思います。そういう意味で市場のシステムも、量販店が日本の消費者をだめにしていると。特に、水産の世界ではこういう思いをしています。農業の問題についても、直販とかありますが、そういう販売のシステムについても、じっくり議論すべきではないかと思います。本来あるべきものが、お金の価値で流されてしまっていて、地元ではなく遠方に持って行って、遠方で買ってきている状況で、地元の産業を潰してしまう。相互の理解をするために、学校教育含めて、県民から支援を得られるような体制づくりの議論も必要ではないかと思います。

○橘委員 昨年NHKで「お米の涙」という番組が作られ、鬼首地区の風景を壊さないために、何とか地域の人たちが地元のお米を買おう、高いお米でも地域で買って、地域を守ろうというストーリーの番組で、全国で話題になって、何度か再放送になったのを拝見しました。まさに、県民の方々が地域の風景や地域を守るために、高いお金を出しながらも守るという意識を育てることが、須能委員や三輪委員がおっしゃったことではないかと思います。昨年7月から、2、3年使っていない土地を無料で借りて、2反歩ほど水田を畑にすることを始めました。今年2年目になりましたが、一旦耕作放棄して草が生えているところを開墾するということが、大変であるということを勉強しました。その土地に土を入れるだけで80万円位、肥料が10万円位かかると言われました。1本の大根がどのくらいの金額になるのかと、みんなに笑われてしまいました。やはり、そうなる前に、宮城県内の耕作放棄地になりそうな所を、何とか使い続けて、風景を守っていく方向に向かっていかなければいけないと思いました。

新規参入する人たちが増えてくるとと思いますが、その土地に合った品種の情報や無農薬・低農薬の情報を提供していただくことが必要ではないでしょうか。

○内田会長 今まで御意見を伺った中で、大きく2つに分かれると思います。1つは自給率や生産性を重視すればアグリビジネスなどの大型のビジネスが大事であるという視点。もう1つは、農家の方々が元気を出して自然と上手に連携しながら、自然を守

っていくという意味での農業のあり方。という全く違った視点があるように思います。これは、どちらかが重要であるとしてスタートすべきか、両方が重要であるべきか、あるいは、むしろ農家の方々の活性化を図ることが第一であるとか。県としてはどのように考えているのか。

○真木技監 農林水産部としては、農業政策と地域政策いわゆる社会政策の両面があるのだろうと考えています。これには環境政策も含むのだろうと思います。産業という視点で捉えると、やはりアグリビジネスのような生産者をどんどん育てていく。また、富県共創という観点からも考えると、アグリビジネスみたいな企業タイプの農家が必要ではないかと考えています。反面、宮城県は県土を保全しているのは、多くの農家の方々に支えられているという側面もございますので、地域活性化からすると、多くの農家の方々には元気になっていただくことが必要であるということで、両面を考へざるを得ないと思っています。本県の特徴としては、アグリビジネスが非常に大きな割合を占めてきていることから、この辺に本県の特徴があるのではないかと考えています。この辺のことを委員の皆様にご検討いただき、御意見を頂戴したいと考えております。

○堀切川委員 資料5の右端には、やはり消費者ニーズに応えるとか、新しい消費者ニーズを掘り起こすとかという、買う人がいて作る方が栄えるので、そういう視点が重要ではないかと思ひます。質問ですが、資料3の1ページ目右上の農業産出額の推移について、もう少し詳しく説明いただきたい点があります。産業経済面や雇用の面では非常に苦戦している青森県が、平成16年から急激に農業産出額を増やした理由を詳しく教えて下さい。

○寺田課長 東北6県はおしなべて米の主産県ですので、米の割合がかなり高いのですが、米主体の県については右肩下がりで、どんどん下がっているという状況です。米価が下がってきている、生産調整の面積が増え、米の作付面積が減っていることが大きな要因です。ただ、青森県の場合は、平成15年から平成16年にかけて急に増えていますが、青森県に確認したところ、リンゴの単価がかなり高かったことと、リンゴ以外でも野菜振興について、県が団体と一緒にしながら、施策を集中化しながら取り組んだ結果であるとのことでした。

○堀切川委員 個人的には、この位のグラフの変化が宮城県にも起きてほしいなという

希望があります。青森県はリンゴを台湾とか海外にも高く販売して、非常に善戦しているとテレビ等で報道されています。是非、この青森県のようなカーブを目指して、そのような方向に見直しが進むと良いと思います。消費者ニーズに応えそうなものは実際に伸びていると感じるのは、農産物直売所は増えているとか、農家レストランや漁家レストランが調子が良いというのは、消費者から見ると使い勝手が良いということがあると思うので、生産・加工・販売までを行っているところが、調子が良いということではないかと見ることができます。1次、2次、3次までを産業的な行動全てを行っているところが、売れるということでもあると思いますので、是非、売れるための支援や共通する応援のネタがあれば、どんどん施策にも出していただきたいと思っています。

小さな話ですが、直売所でいろいろ買おうとするとすごい量になってしまうので、消費者はあまり買わないで帰ってしまいます。それに冷蔵庫のサイズが決まっているので、どんなに安くても一度に多くの量を買えない。しかし、段ボール箱をきれいなパッケージを共通して作って売ると、冷蔵庫に入れなくてそのまま保存している、昔は冷蔵庫に入れなくてそのまま食べていたことを考えると、冷蔵庫に入れなくてそのまま置いておくこともできる。入れ物で共通的なものを供給するだけで、消費者は思わず大量に買ってしまうというような、消費者が買いたくなるような支援は手広くできるのではないかと思います。

農家レストランの新メニューが重要と記載してあることが嬉しくて、前回の審議会で「仙台づけ丼」のお話しをしましたが、仙台で始まりそうで嬉しく思っております。間もなく「仙台づけ丼」が地産地消として販売されますので、食べていただければ個人的にはありがたいと思っています。

○早坂委員 関連ですが、「農林漁家民宿」という言葉があり、現在5箇所となっている。普通の民宿とどのように違うのか、というバックグラウンドみたいなものもきちんと出していただくと、もっともっと利用する方も増えるのかなと思います。先ほど買い物のお話がありましたが、私は個人的にNPO法人を立ち上げておまして、「野菜箱」というものを杉の木で作っておりますので、売り場の中においていただくなどすれば、野菜を買ってその箱で持ち帰れる、というようなことに繋がるのかなと思いましたので、アイデアを出していただければと思います。

資料3についてのデータですが、平成19年度がベースになっていますが、出来れば会議の都度、データ更新した資料としていただければと思います。

○白幡副会長 みやぎ産業振興機構はアグリビジネスも支援対象としており、私も少し勉強させてもらっていますが、皆さんと重なることがあるかと思いますが、これからの検討の中で、3つ加えていただきたいと思います。

1つ目は皆さんと同意見で、資料5の右端の部分の「食料供給力・食料自給率の向上」は、違うと思います。それではどうするのかというと、食育も含めて宮城県の文化の中に、地元の食材を使ってメニューを考えるというような「食の文化」ができる、あるいは農業に従事している、あるいはこれから従事しようとしている人にとって、魅力のあるビジネスにしていく。これからの10年の中で、農業がおもしろいんだ、楽しいんだというようにしていくことが必要ではないかと思います。マーケティングという言葉がありますが、ユーザーサイドに立った立場とプロダクト側、作る側も魅力的なビジネスにしていくということが必要ではないかと、そういう目標値が良いのではないかと思います。

2つ目は、先ほど橘委員からお話がありましたが、鳴子の米にしても、環境保全米の作付けが30%になった、登米地区の出荷量の70%が環境保全米になっている。しかし、そこには品種の開発や、環境保全米にしても少ない農薬、肥料でもきちんと性能を果たすというような農薬が開発されたなど、何らかの技術開発がそこにはあって、そのような視点からいくと、農業の中でも産学連携をもっと打ち出していいのではないかと思います。

3つ目は、担い手や経営体という言葉がありますが、みやぎ産業振興機構で実施していることを踏まえて言うと、申し訳無い言い方になってしまいますが、「経営感覚」、
「事業感覚」という面で言うと、もっともっと農業に従事する方々に身につけていただかないと、言葉だけ一人歩きしてしまうのではないかと。やはり、農業が事業、産業、製造業的な形になっていないと思います。もっともっと物づくり的な感覚で農業を見ることができる。もちろん自然を相手にするので、簡単にはいかないと思いますが、その中でも工夫をしていかないといけないと思います。例えば人材育成にしても、人の教育にしても、一般企業では行っているわけですが、農業の世界ではまだまだそこまで至っていないと思います。

最後は希望です。確かに企業が農業に参入していくという大きな流れがありますが、それはそれとして、今まで農業をやってきた、あるいは2代目、3代目が従事して増やすという形にしていきたいと思います。大企業が参入し投資をしてというのは、個人的にはどうなのかなと思います。ここは皆さんに議論していただきたいと思います。

○内田会長 今日、テレビで農家の平均収入が年250万円位という報道がありました。あまりに低いのに驚いたのですが、2,000万円の収入という地区もあるとのことでした。やはり一番大事なのは、希望も重要、誇りも大事なのは勿論ではありますが、やはり、まずは収入がきちんとあるのかどうかということが、魅力にも繋がっていくように思います。今日の資料の中で一戸当たり、あるいは一人当たりの年間収入が分かるものがありますか。

○真木技監 手元に詳しい資料はございませんが、主業農家、準主業的農家、副業的農家で収入、所得が違ってまいります。やはり、収入が多いのは主業農家であります。

○寺田課長 販売農家一戸当たりの平成19年度の経営収支ですが、本県の場合は農業粗収益として一戸当たり426万円となっております。東北は403万4千円、全国は413万円となっております。

○内田会長 この収入等が増えていくことで魅力もでてくるし、頑張っただけのようになるのだと思います。今日のテレビの報道ですと、先ほどの数字よりも低い数字が報道されていたので、変わったのか、見方が違うのか分かりませんが、その中で肥料代が60%位かかるということで、手元にはわずかししか入らないとのことでした。いかに収入を増やすかという努力が重要な課題ではないかと思えます。

○工藤委員 部会長という立場でどのようにまとめようかと考えていますが、皆さんがおっしゃったことは、人・物・金で言うと、人の顔が見えない、作る人はどういう人なの、食べる人はどういう人が食べるのと、つまり具体的なイメージがないままにプランを作っているのではないかと思います。宮城県バージョンでどのようなイメージを描いて作るのかをはっきりさせたい。これが一つ。

それから、物については米を作るとか、いろいろな物を作るというのがありますが、地域特産も含めてどういう物を作るのか。そして、物を作る農地をどのように利用するのか。以前から土地利用の問題はきちんと考えることと意見をいただいております。今度の農地政策改革もその辺に焦点が当たっていますので、次回の部会の大事なテー

マになると考えています。物に関して何を作るのということと、作る土地をどのように活用するのかということがポイントと考えています。それから内田会長からお話があったお金の話ですが、はっきりしておりませんで、先ほど粗収益が400万円だとかの話がありました。農家所得でいうと兼業も含めると700万円強はあると思いますが、農業所得は1割位しかありません。そうすると、これから一生懸命農業をやる方々の所得目標をどの位に設定して、それを達成するためにはどのようなシナリオがあり得るのか。つまり農家を支援するには、どのようなお金の面での支援が考えられるか。その辺をはっきりさせることで、出口も見やすくなってくのではないかと思います。このようなことでよろしければ、是非検討させていただきます。

○岡田委員 農業のことはあまり勉強していないのですが、山村と似たようなお話のかなという理解の下に、資料の「みやぎ食と農の県民条例基本計画のあらまし」10ページを見ると、これまでのお話が全て盛り込まれています。ビジネス感覚を作っていくとか、食育まで含めてということとか、基盤を大事にする、ないしはフードシステムを作っていくということが、既に盛り込まれていると思います。ということは、是非、実施していただきたいことは、計画は作ってもそれが具体的にどうであったのかということ、特殊化した数値目標のところで見えてしまっていて、構造としての自己評価、政策評価、点検あるいは数値化されない部分での仕組みのところをどのように評価するのか、これを一度実施していただくことが良いのではないかと思います。私は、これまで出された問題全てが盛り込まれていると思います。

○三輪委員 岡田委員のお話の繰り返しになりますが、手段としてどうするかということが、これからの協議の中で問題になってくると思っています。職員の方々は嫌がると思いますが、資料3に記載されている数値の背景になっている農協の存在を忘れてはいけないと思います。それで、農協を動かすことが手段としては早道ではないかと思っています。これまでの経緯から考えると、5年位前に私が宮城県職員として在籍していた時に、仙台中央卸売市場の市場経由率が9割前後と非常に高い数字でした。ということは、ほとんど農協を通して出荷しているということです。何と云っても、農協はお金の取引をしていますので、農協を外して話を進めることは難しいと思います。それと単協ですが農協も変わりつつあるということです。昨年度、最後の審議会でお話したと記憶していますが、昨年度から農林水産省で始めた「食と農のブランド

推進事業」という補助事業があります。これは全国の農協、生産者団体にしか補助されませんが、全国で24団体が申請をしており、現在2年目に入りました。うち北海道と東北では3団体しか申請していません。残りは全て西日本で、九州、四国、近畿で、この数字に驚きました。北海道で1団体、東北で2団体で2団体とも宮城県内で1つがJA栗っこ、1つがJA加美よつばです。この動きを見ていて、本年度はJA仙台でも申請したいと手を挙げています。JAから私の会社も相談を受けるのですが、非常に困っている、何とかして直販事業、ブランド化をやりたいが、なかなか上手くいかないという相談を受けるようになりました。私は、このようなことで、少しずつ農協が変わりつつあるということ、皆さんに認めていただきたいと思います。特に、農協職員の20代、30代の方で何とかしたいという熱い思いを抱いてはいるが、なかなか上層部に理解をしてもらえず上手く進まない。ということで困っている農協が出てきていると思います。それで、1人ひとりの生産者に対して元気になりましょうとかエールを送るよりも、このような農協の事例を取り上げながら、農協を動かすのが早いと思います。是非、農協をどのように動かせるか、どのようにすれば農協の人材をマーケットイン型の発想に替えられるか、ということにも協議の中で目を向けていただけないかと思います。

○工藤委員 JAの問題をいろいろな角度から取り上げることは良いことだと思いますが、大変大きな組織で多様性がある、政治的にいろいろな動きをする団体ですので、今回の計画策定にそのような団体の問題をダイレクトに取り上げるのか、あるいは販売戦略との関係の中で入れ込むのかは、今回の審議会の中で事務局サイドで決めていただかないと、これを引きずってJAの問題を全て取り上げるとなったら、3回の審議会では済みませんし、3年位かかるのではないかと思います。どういう範囲で扱うのかということの事務局の考え方をお聞かせいただき、審議会で御了解をいただきながら反映していきたいと思います。

○三輪委員 私は全体を動かせと申し上げているわけではありません。事例としてそういう動きが出てきつつあるということは、昨年の秋くらいから危機感が農協にもでてきているということだと思います。ですから、単協でもそういう動きがあるということだけは、県に知っていただきたいということで、あえて話をさせていただきました。

○内田会長 事務局からお願いします。

- 真木技監 JA栗っこ、JA加美よつばのお話は、三輪委員から伺っていましたが、頑張って取り組んでいただいていることは承知いたしております。農協も変わりつつあるというお話でございましたが、そのような動きを加速する必要があると思っております。しかし、工藤委員がおっしゃったように、組織をどうするかということ、この条例の計画の中で議論するとういことは、議論の場が異なるのではないかと思います。したがって、消費者の視点、生産者の視点をどのようにしていくかということで、計画の中で考えていきたいと思っておりますので、その中で、農協をどのように活用していくのか、あるいは農協にどのように頑張っていただくのか、農協にどのように支援していくのか、ということの検討策を委員の皆様にご検討あるいは御意見をいただきたいと考えております。いかがでしょうか。
- 内田会長 いろいろな御意見がありまして、趣旨は農協を無視することはできない、その状況は把握しておく必要があるということだと思います。
- 三輪委員 非常に農協依存率の高い県だと思うからこそ、農協を動かすことも一つの手段となるのではないかと思います。
- 工藤委員 そのこと自体に反対しているのではなく、農協に対しては、シンポジウムやプロジェクト研究で行っています。先ほどの話にあった土地利用に農協が絡んでくれば、相当おもしろいことができると思っています。ただ、それを計画に盛り込んで「やりなさい」という提言をすることは、大変難しいことですので、このようなことが必要で、その担い手としてはJAもあり得るという範囲であれば、盛り込めるかなというように思います。
- 後藤委員 三輪委員からブランドのお話がありましたが、私も是非、宮城県の米をブランドにしてもらいたいと思います。先ほど青森のリンゴを輸出しているとのお話がありましたが、もっともっと外に売れるようになればと思います。東京の方や県外の方が宮城県に来ると「お米がおいしい」とおっしゃいます。是非、このおいしいお米を減反をせずに、たくさん作って外に売っていただければと思います。野菜などもそのまま売るとなると、価格で他のものに負けてしまいます。イチゴの「もういっこ」が売れているように、ブランドを作ることと、丸森の「たけのこの水煮」や「干し柿」、最近では「へそ大根」が評判になっていますが、何か一つ加工することによってブランド化すれば売れるのではないかと思います。そういうことも考えて検討していただき

たいと思います。

○成田委員 先ほど「みやぎ食と農の県民条例基本計画のあらまし」の10ページに全て記載してあるとの御指摘がございまして、「新世代アグリビジネスの創出」ということと、「ブランド力を付ける」、「生産から加工までのビジネス」、「生産者の所得」について、1つ加えていただければと思うのは、「付加価値率」という数字です。農業生産を行って、付加価値率がどのように付いたのかというのが重要ではないかと思えます。青森県が海外で高く輸出できたというのは、付加価値率を高めた、付加価値を高めたという施策の結果が如実に出ているのではないかと感じました。付加価値率が低いというのは、昨年度の水産計画の審議の中でも話があって、他県と比べると生産の段階では良いのですが、付加価値率の段階で宮城県は落ち込んでしまうというのは、何らかの問題があるのではないかという指摘があったということを記憶しています。具体的な付加価値率が出るのであれば、所得についても一定の数字が出てくるのではないかと思います。

先ほど2,000万円の農家と250万円の農家のお話がありましたが、以前に、大洗のメロン農家がボートを所有しているという話を聞きまして、決定的な違いは価格決定力の違いなのではないかと思っています。決定力を阻害するのは小規模、零細であるということで、価格交渉力が落ちていくということ。これを解決しているベンチャー企業が西の方でできています。販売形態として消費者に向けて価格を交渉するに当たり規模をまとめていて、現在170億円以上を売り上げているベンチャー企業が具体例としてあります。そのためには、資本力という問題が発生します。先ほど大企業の参入はいかなものかというお話もありましたが、例えばユニクロも一時野菜を作っていましたでしたが失敗しました。農業はそんなに甘くないということですから、資本さえ入れば上手くいくということではないと思っています。結局、付加価値を上げようとする、財務の力とか経営力に行き着いてしまう点がありますので、その数値について具体的に御検討いただきたいと思えます。

直売所のお話がありましたが、主婦会話として「直売所の野菜は分からないよね」という話もあって、ジャスコで買ったり、環境保全米のマークが付いているお米とか、農水のマークが付いているものを買おうという流れがあります。環境保全米型農業というのも密接にアグリビジネスと関連があるものと感じていますので、そこを数字で

出せたら良いのではないかと感じています。JAの問題につきましても、登米の環境保全米が70%にたった点についても、JA登米の意思決定が大きく作用されたわけですから、そのような良い事例もありますので、一層盛り上げて、農業が右肩上がりになるよう希望します。

- 伊藤(恵)委員 私も直売所を経営して、地域活性化の起爆剤となっていて、安心・安全の中で残留農薬の検査もしていますし、スーパー以上に直売所も気を遣って取り組んでいます。これまで取り組んできた中で、直売所は付加価値を付ける場でもあるし、食育の場でもあるし、多方面にわたっていて、私たちの地域の中ではなくてはならない場になっています。

その中でお願いしたいのは、付加価値を付ける上で女性農業者の育成が必要だと思えますが、普及員が減らされていることが問題ではないかと思えます。担い手の育成・確保という中で、担い手といわれている人が40代、50代、60代と高齢化しており、経営面積を増やそうと思っても手一杯の状況にあります。このような中で、資料にもありますが、集落営農組織の経営強化が必要で、子供達が農業を継げるような魅力ある農業にする、収入が伴わなければ農業はやっていけない、このようなことが後継者を育てる上での地域での大きな課題となっています。アグリビジネス、付加価値については、自分でも付加価値を付けて販売していて、これはものになりそうだという実感がありますので、それを広めていくためにも女性を活用して行ってほしいと思えます。

- 早坂委員 付加価値率が低いというお話がありましたが、これからPR力、繰り返し繰り返しPRをすることが必要ではないかと思えます。宮崎県知事ではありませんが、いろんところで県産材のPRをしていただく、アグリビジネスの農家レストランなど絶えず周期的にPRしていただくことで、リピーターが増えてさらに広がっていくと思えますので、工夫していただけないかと思えます。

- 内田会長 本日いただいた御意見のキーワードは「生産性の重要性」、「土地の利用の問題」、「農業の魅力の問題」、「消費者ニーズの問題」、「付加価値率」、「ブランドをどう作るか」、「食の安全性」などその他にもいくつかありましたが、とりまとめについて工藤部会長は大変だと推察されますが、よろしく願いいたします。

他にも御意見があろうかと思えますが、文書で御意見をいただきましたら反映させ

ていただく方向で検討していただきます。

それでは、議事4その他について事務局から説明願います。

○司会 資料6を御覧下さい。今後のスケジュールについてですが、当審議会は本日を含め3回、農業部会を3回予定しております。農業部会については、内田会長、工藤農業部会長と協議いたしまして、専門委員を決定の上、審議に加わっていただきたいと考えております。宮城県産業振興審議会専門委員の募集ちらしをお手元に配布しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。中間案の段階でパブリックコメントを実施し計画へ反映させることといたします。第1回目の農業部会は6月18日に開催したいと考えております。改めて農業部会委員の皆様へ御連絡いたしますので、皆様にはよろしく願いいたします。なお、本日お話いただいたほかに、時間の関係でお話できなかった御意見がございましたら、お手元の「御意見用紙」に御記入の上、お手元に配布いたしました封筒で郵送、またはファックス、あるいは電子メールなどで事務局に御送付いただきますようお願いいたします。

○内田会長 この後は農業部会で審議していただくこととなりますが、審議に当たって産業振興審議会条例第3条の規定に基づいて、今後任命される専門委員数名を農業部会に加え、御議論いただくこととします。なお、専門委員につきましては、農業部会開催までに公募による選考も含めて、工藤部会長及び事務局と協議しながら決定してまいります。

以上で議事を終了いたします。ありがとうございました。

3 閉 会

○司会 以上を持ちまして、第22回宮城県産業振興審議会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。